

第7回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年2月18日(水)午前9時30分から
会場 本町プラザ 1階ホール

第7回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 39 号	国民健康保険事業について	1
協議第 40 号	廃棄物処理事業について	4
協議第 41 号	商工・観光事業について	11
協議第 42 号	農林水産事業について	14
協議第 43 号	学校教育事業について	17
協議第 44 号	社会教育事業について	21
協議第 45 号	その他の事業（総務）について	26

(2) 次回（第8回会議）提案事項

協議第 46 号	組織機構の取扱いについて	28
協議第 47 号	自治会等の取扱いについて	37

4 その他

・次回協議会について

日時 平成16年3月9日（火）13時30分から

会場 楠町民福社会館

5 閉 会

(1) 協 議 事 項

協議第39号

国民健康保険事業について

国民健康保険事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協 定 項 目	国民健康保険事業
調 整 の 内 容	<p>国民健康保険事業については、合併時それぞれの制度を適用し、次年度より四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>なお、四日市市の制度を適用することにより著しい保険料の増加が生じる場合は、5年間段階的に経過措置を講じる。</p>

[協議第 3 9 号参考資料]

住民・福祉部会

協 定 項 目	国民健康保険事業		関 係 項 目	所得割額の算定方法 仮算定・本算定の時期 保険料率	賦課総額の算定方法 保険料賦課割合 保険料の納期
現 況				備 考	
主な事業					
事業名	四日市市	楠町	調整案		
葬祭費給付事業			四日市市の制度を適用する。		
出産育児一時金給付事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
出産育児一時金貸付事業			四日市市の制度を適用する。		
人間ドック・脳ドック検診事業			四日市市の制度を適用する。		
保険料					
関係項目	四 日 市 市		楠 町		
賦課方式	保険料		保険料		
所得割額の算定方法（本文・旧ただし書き方式） 1	本文方式		旧ただし書き方式		
賦課総額の算定方法 2	所得割、均等割、平等割の3方式		所得割、資産割、均等割、平等割の4方式		
仮算定・本算定の時期 3	4月仮算定 7月本算定		4月仮算定 8月本算定		
保険料賦課割合	所得割	50 / 100	35 / 100		
	資産割	無	15 / 100		
	均等割	35 / 100	35 / 100		
	平等割	15 / 100	15 / 100		
保険料率 (年額)	所得割	医療分 15.5/100	介護分 2.3/100	医療分 4.7/100	介護分 0.83/100
		資産割	無	無	38/100
	均等割	31,200円	7,200円	30,600円	7,800円
	平等割	24,000円	4,800円	30,600円	3,900円
	一人当たり保険料額	82,172円	20,012円	84,050円	17,724円
保険料の納期	年間12回、毎月末（12月は25日）		年間6回、毎偶数月末（12月は25日）		
<p>1 本文方式・・・総所得金額から各種控除を差し引く 旧ただし書き方式・・・総所得金額から基礎控除を差し引く</p> <p>2 所得割・・・（四日市市）総所得金額から各種控除後の金額に料率をかける（楠町）総所得金額から基礎控除後の金額に料率をかける 資産割・・・（四日市市）無（楠町）固定資産税額に料率をかける 均等割・・・世帯の加入者数1人につき賦課 平等割・・・1世帯につき定額</p> <p>3 年度当初には、当該年度分の税額が確定できないため暫定で仮の保険料を賦課し、確定後清算する</p>					

関 係 法 令	事 例
<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号） （保険料）</p> <p>第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第81条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第179条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。</p> <p>国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号） （市町村の保険料の賦課に関する基準）</p> <p>第29条の7 法第76条第1項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎賦課額（賦課額のうち、国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（賦課額のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>< 呉市 > (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。 (2) 国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。</p> <p>< 宗像市 > 両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 1 賦課方式については、所得割、平等割、均等割の3方式とする。 2 保険税（介護保険の第2号被保険者の保険料を含む。）については、両市町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において保険税率を定める。 3 賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 4 納期については、8期とする。 5 滞納者に対する取扱いについては、国民健康保険法による取扱いを行う。 6 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 7 財政調整基金については、両市町において合併までに国民健康保険財政の安定的運営に必要な基金の造成に努める。</p> <p>< 福山市 > 福山市の制度に統一するものとする。ただし、 合併年度に限り、現行のとおりとする。 保険給付のうち、葬祭費については、当分の間現行のとおりとする。</p> <p>< 西東京市 > 国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。 (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。 (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。 (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市町村の例により、平成17年度から3年度に限り不均一課税とし、平成20年度に統一するものとする。</p>

協議第40号

廃棄物処理事業について

廃棄物処理事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

4

協定項目	廃棄物処理事業
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 ごみの分別区分及び収集回数については、合併後、速やかに再編するものとする。ただし、収集体制については、それぞれの制度を適用する。2 両市町の廃棄物処理施設については、それぞれの施設に応じて次のとおり調整するものとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 焼却施設については、5年を目途に四日市市の施設に統合を図る。(2) 再生資源化施設については、2年を目途に楠町の施設に統合を図る。

調整の内容

(3) し尿処理施設については、2年を目途に四日市市の施設に統合を図る。

3 ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理手数料については、四日市市の制度を適用するものとする。

また、一般廃棄物（し尿）処理手数料については、合併後、速やかに制度の見直しを行うものとする。

[協議第40号参考資料]

環境部会

協 定 項 目	廃棄物処理事業	関 係 項 目	収集方法（分別区分・収集回数） 収集方法（有料収集） 収集体制（直営・委託等）
---------	---------	---------	---

現 況	備 考
-----	-----

ごみの分別・収集・体制

種 類	四日市市			楠 町		
	分別区分	収集回数	収集体制	分別区分	収集回数	収集体制
可燃ごみ	一般ごみ	週2回	直営	もやすごみ	週2回	委託
不燃ごみ	埋立ごみ	2週1回	直営	もやさないごみ	月3回	
資源ごみ	再生可能物 飲料缶 その他の金属 びん 紙類 布類	2週1回	委託	資源ごみA 缶（アルミ缶・スチール缶） 金属 びん（一升びん・ビールびん・ 無色・茶色・その他色）	月2回	
				資源ごみB 紙類 古着、古布	月2回	
				ペットボトル	月2回	
有害ごみ	有害ごみ（乾電池）	年1回	直営	有害ごみ（乾電池、蛍光管）	年6回	
粗大ごみ	粗大ごみ	随時 （戸別）	委託	粗大ごみ	月2回 （戸別）	

四日市市、楠町とも粗大ごみ戸別収集以外は、ステーションでの収集となる。

[協議第 4 0 号参考資料]

環境部会

協 定 項 目	廃棄物処理事業	関 係 項 目	焼却施設（ごみ、動物の死体） 再生資源化施設 し尿処理施設
現		況	
四日市市		楠町	
<p>廃棄物処理施設 焼却施設</p> <p>北部清掃工場 所在地 四日市市垂坂町 1 5 8 7 焼却炉型式 機械式連続燃焼方式 処理能力 1 5 0 t / 日 × 3 炉 竣工 昭和 4 8 年 3 月（ 1 ・ 2 号炉） 昭和 6 2 年 1 2 月（ 3 号炉） 改修 平成 1 4 年 3 月</p> <p>動物死体焼却施設（南部清掃事業所内） 所在地 四日市市大治田三丁目 4 - 2 6 焼却炉型式 直接燃焼方式 処理能力 1 4 0 k g / h 竣工 平成 2 年 4 月</p> <p>再生資源化施設 資源リサイクルセンター 所在地 四日市市平尾町 2 7 2 5 設備内容等 缶自動選別圧縮機 1 0 t / 日 びん選別場 貯留施設その他 竣工 平成 7 年 8 月 取扱品目 ・びん ・紙類 ・飲料缶 ・布類 ・その他の金属</p> <p>し尿処理施設 朝明衛生センター（ 朝明広域衛生組合） 1 市 3 町（四日市市、菰野町、川越町、朝日町）で設立 所在地 川越町大字高松 1 5 0 8 処理能力 3 0 0 k l / 日 竣工 平成 1 1 年 8 月</p> <p>日永下水投入槽 所在地 四日市市寿町 1 投入槽 2 5 m</p>	<p>廃棄物処理施設 焼却施設</p> <p>衛生センターごみ処理施設 所在地 楠町大字北五味塚 1 0 8 5 - 2 0 8 焼却炉型式 機械化バッチ燃焼式焼却炉 処理能力 1 5 t / 日 × 1 炉 竣工 昭和 5 3 年 5 月 改修 平成 6 年 1 2 月</p> <p>再生資源化施設 リサイクルセンター 所在地 楠町大字北五味塚 1 0 8 5 - 2 0 8 設備内容等 缶自動選別圧縮機 1 . 8 t / 日 ペットボトル圧縮梱包機 0 . 2 t / 日 貯留施設その他 竣工 平成 1 4 年 2 月 取扱品目 ・びん ・古着、古布 ・缶 ・ペットボトル ・金属 ・乾電池、蛍光管 ・紙類 ・粗大ごみ</p> <p>し尿処理施設 楠町衛生センターし尿処理施設 所在地 楠町大字北五味塚 1 0 8 5 - 2 0 8 処理能力 2 0 k l / 日 竣工 昭和 5 3 年 7 月</p>	<p>備 考</p>	

[協議第 4 0 号参考資料]

環境部会

協議項目	廃棄物処理事業			関係項目	ごみ処理手数料 粗大ごみ処理手数料 一般廃棄物(し尿)処理手数料	
現 況					備 考	
手数料の区分		四 日 市 市		楠 町		
ごみ処理手数料	家庭系廃棄物	350 kgまで 350 kgを超える10 kg当たり ただし、350 kgを超え 450 kgまでは1,000円とする (別途消費税相当額を加算)	無料 1 0 0 円	家庭系廃棄物	300 kgまで 300 kgを超える100 kg当たり (消費税相当額を含む)	無料 7 0 0 円
		100 kgまで (別途消費税相当額を加算)	1, 0 0 0 円		事業系一般廃棄物	1,000 kgまで20 kg当たり (消費税相当額を含む)
	事業系一般廃棄物	100 kgを超え2,000 kgまで 20 kg当たり (消費税相当額を含む)	1, 0 0 0 円	2,000 kgを超え,3000 kgまで 20 kg当たり (消費税相当額を含む)		2 5 0 円
		100 kgを超えるとき10 kg当 たり (別途消費税相当額を加算)	1 0 0 円	3,000 kgを超える20 kg当たり (消費税相当額を含む)		2 6 0 円
				3,000 kgを超える20 kg当たり (消費税相当額を含む) 車両1台につき上記金額を合算した額		
粗大ごみ処理手数料	指定品目1個当たり (別途消費税相当額を加算) いす式マッサージ機 ベッド ソファ・いす テーブル・机 たんす 本棚 鏡台 テレビ台・オーディオラック サイドボード・ローボード げた箱 食器棚 カーペット・じゅうたん 電動式トレーニングマシン 上記以外でも希望により戸別収集可能		1, 0 0 0 円	指定品目1個当たり (消費税相当額を含む) いす式マッサージ機 ベッド ソファ・いす テーブル・机 たんす 本棚 鏡台 テレビ台・オーディオラック サイドボード・ローボード げた箱 食器棚 カーペット・じゅうたん 健康器具 幼児用玩具 上記以外でも希望により戸別収集可能		1, 0 0 0 円
	一般廃棄物(し尿) 処理手数料 (収集運搬手数料)	定額制	基本料金300円に1人当たり300円加算 (別途消費税相当額を加算)		し尿の収集、運搬18リットル当たり ただし、収集量が90リットル以下の場合は 1,000円とする。 (消費税相当額を含む)	
従量制		基本料金300円に10リットル当たり 60円を加算(別途消費税相当額を加算)				
定額制又は従量制いずれかにより賦課						

一般廃棄物(し尿)処理手数料
比較(1か月当たり・税込み)
4人家族200リットルの場合
(1人当たり50リットル)
四日市市
定額制の場合: 1,575円
従量制の場合: 1,575円
楠町
従量制 : 2,400円

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3～6 省略

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2～4 省略

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の3第11項、第13条の11第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～5 省略

事	例
<p><福山市> 福山市の制度に統一するものとする。ただし、 分別方法については、合併後早い時期に統一するよう努めるものとする。 粗大ごみについては、当分の間現行のとおりとする。 収集回数については、ごみ量を勘案して検討する。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会> 1 ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。 ただし、犬、猫等の動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。 2 ごみ処理手数料については、合併時まで制度を統一する。 ただし、犬、猫等の動物の死体処理手数料については、前橋市の制度に統一する。 3 し尿収集については、現行のままとする。 ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。 4 ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。</p> <p><岐阜広域合併協議会> 1 ごみ処理事業については、当面現行のとおりとする。なお、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法・料金制度等を合併後3年を目途に、調整するものとする。 2 し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後3年を目途に、統一に向け調整するものとする。 3～4 省略</p>	

協議第41号

商工・観光事業について

商工・観光事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

一
一

協 定 項 目	商工・観光事業
調 整 の 内 容	商工・観光事業については、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、楠町で独自に実施している施策等については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

〔協議第41号参考資料〕

商工農水部会

協定項目		商工・観光事業			関係項目		備考	
現況							備考	
主な事業								
区分	事業名	四日市市	楠町	調整案				
商工関係	まちなかにぎわい塾			四日市市の制度を適用する。				
	こだわり商店街創出事業			四日市市の制度を適用する。				
	すわ公園交流館運営事業			四日市市の制度を適用する。				
	産業高度化推進調査			四日市市の制度を適用する。				
	企業立地奨励事業			四日市市の制度を適用する。				
	民間研究所立地奨励事業			四日市市の制度を適用する。				
	萬古体験学習事業			四日市市の制度を適用する。				
	中小企業融資関連業務			四日市市の制度を適用する。				
	小規模事業者資金利子補給事業			合併時に廃止する。ただし、合併時における利子補給者については、利子補給期間が終了するまでの間、楠町の制度を適用する。				
	職業訓練事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	勤労者教育資金融資貸付事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
観光関係	さくらまつり等事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	大四日市まつり等事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	楠健康ふれあいフェスタ補助事業			地域イベントとして継続する。				
	観光対策推進事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	コンベンション機能推進事業			四日市市の制度を適用する。				

〔協議第4 1号参考資料〕

商工農水部会

関 係 法 令	事 例
	<p>< 呉市 > 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 大胡町、宮城村及び粕川村で行われているまつり・イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。</p>

協議第42号

農林水産事業について

農林水産事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

14

協定項目	農林水産事業
調整の内容	農林水産事業については、四日市市の制度を適用するものとする。 ただし、楠町で独自に実施している施策等については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。

〔協議第42号参考資料〕

商工農水部会

協 定 項 目		農林水産事業			関 係 項 目			
現 況							備 考	
主な事業								
区分	事業名	四日市市	楠町	調整案				
農業振興	茶業振興対策事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	農業後継者対策事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	農作物価格安定対策事業資金貸付事業			四日市市の制度を適用する。				
	集団転作推進事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	農業経営近代化資金利子補給事業			四日市市の制度を適用する。ただし、合併時における楠町の利子補給者については、利子補給期間が終了するまでの間、楠町の制度を適用する。				
	農業経営基盤強化資金利子補給事業			四日市市の制度を適用する。				
	地産地消推進事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
畜産振興	認定農業者育成資金利子補給事業			四日市市の農業経営近代化資金利子補給事業及び農業経営基盤強化資金利子補給事業に対応する。ただし、合併時における楠町の利子補給者については、償還が終了するまでの間、楠町の制度を適用する。				
	乳牛育成事業			四日市市の制度を適用する。				
水産業振興	銘柄豚普及活性化事業費補助事業			四日市市の制度を適用する。				
	種苗放流事業			四日市市の制度を適用する。				
農地整備	漁業近代化資金利子補給事業			四日市市の制度を適用する。ただし、合併時における楠町の利子補給者については、利子補給期間が終了するまでの間、楠町の制度を適用する。				
	土地改良事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	排水対策事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
	農地防災事業			四日市市の制度を適用する。				
	農業集落排水施設整備事業			四日市市の制度を適用する。				
漁港整備	土地改良施設維持管理適正化事業			現行のまま新市に引き継ぐ。				
	漁港施設整備事業			1市1町で同一の事業内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。				

関 係 法 令	事 例
	<p>< 呉市 > 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で、独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>

学校教育事業について

学校教育事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	学校教育事業
調整の内容	<p>学校教育事業については、一人ひとりの個性や能力を尊重し、生きる力を育むことを基本とする。</p> <p>なお、下記の事項については、次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1) 小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 幼稚園の保育時間及び学級編制については、それぞれの制度を適用し、5年を目途に調整する。なお、楠町の幼稚園の通園区域については、現行の制度を適用し、5年を目途に四日市市の制度に統一する。</p>

調整の内容

- (3) 幼稚園の使用料については、5年間を目途に四日市市の制度に統一することとし、それまでの間、段階的に調整する。
- (4) 小学校の給食については、四日市市の制度に統一する。また、幼稚園・中学校の給食については、それぞれの制度を継続し、5年間を目途に調整する。

〔協議第43号参考資料〕

教育部会

協 定 項 目	学校教育事業		関 係 項 目	通学区域の取扱い 幼稚園運営 幼稚園使用料 小・中学校給食、幼稚園給食	
現 況				備 考	
小・中学校通学区域					
		四日市市	楠 町		
通 学 区 域		就学等に関する規則による	指定なし		
学校数	小学校	39校	1校		
	中学校	21校	1校		
幼稚園運営					
		四日市市	楠 町		
保 育 時 間		8時30分から14時まで	8時30分から14時30分まで ただし水曜日は14時まで		
学級編制	4歳児	35人学級	30人学級		
	5歳児		35人学級		
通園区域		指定なし	北幼稚園・・・川北地区(南川の一部を含む) 南幼稚園・・・川南地区(南川の一部を除く)		
幼稚園使用料		月額6,900円	月額4,800円		
小・中学校、幼稚園給食					
		四日市市	楠 町		
実施状況	小学校	給食実施 〔米飯給食を週2回と週3回の 隔週で実施〕	給食実施 〔週2回家庭からご飯持参〕		
	中学校	ミルク給食			
	幼稚園	-			
調理方式		単独調理方式 〔小学校で一部なかよし給食(親子方式)実施〕	共同調理方式		
給食費	小学校	低学年3,650円 (月額) 高学年3,800円 (月額)	3,500円 (月額)		
	中学校	4,300円 (年額)	3,700円 (月額)		
	幼稚園	-	3,400円 (月額)		

〔協議第43号参考資料〕

関係法令	事例
<p>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)</p> <p>(入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第5条</p> <p>1 省略</p> <p>2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第51条の10の規定により高等学校における教育と一貫した教育も施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。)が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>学校給食法(昭和29年法律第160号)</p> <p>(学校給食の目標)</p> <p>第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。</p> <p>二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。</p> <p>三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。</p> <p>四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。</p> <p>2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>(義務教育諸学校の設置者の任務)</p> <p>第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務)</p> <p>第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)</p> <p>第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。</p>	<p><福山市></p> <p>給食事業</p> <p>新市町の給食事業については、現行のとおりとする。</p> <p><宗像市></p> <p>給食の取扱い</p> <p>1 小学校の給食については、新市においても給食を実施する。</p> <p>2 中学校の給食については、新市において全校での実施を検討する。</p> <p>通学区について</p> <p>通学区区域の変更については、新市において検討する。</p> <p><前橋広域市町村合併協議会></p> <p>(1) 学校給食の取扱いについては、当分の間、現行のままとする。</p> <p>ただし、給食費については、合併時までに統一するものとし、大胡町及び宮城村の公立幼稚園の給食については、給食設備が整いしだい前橋市の制度により実施するものとする。</p> <p>(2) 幼稚園の補助制度及び公立幼稚園の入園料・保育料の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、入園料・保育料及び私立幼稚園運営費補助制度については、段階的に調整するものとする。</p> <p>(3) 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。</p> <p><岐阜広域合併協議会></p> <p>1 市町立幼稚園の保育料については、岐阜市の制度に統一するものとする。ただし、羽島市立西部幼稚園及び北方町立幼稚園の合併時在園児及び翌年度新入園児については現行のとおりとし、翌々年度新入園児から段階的に調整するものとする。</p> <p>幼稚園就園奨励費補助については、岐阜市、羽島市の例により統一するものとする。</p> <p>2 通学区については、現行のとおりとする。なお、合併効果を発現するため、現在の市町境域においては弾力的運用に努めるものとする。また、通学区のあり方について、合併後、速やかに、通学区審議会において検討するものとする。</p> <p>3 遠距離通学補助については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。なお、柳津町のスクールバスについては、合併後、通学区の検討と併せてそのあり方について検討するものとする。</p> <p>4 学校給食の運営方式及び学校給食費については、当面は現行のとおりとし、将来的にはセンター化等を含め、給食のあり方について検討するものとする。</p> <p>5 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担金については、岐阜市の制度に統一するものとする。</p>

社会教育事業について

社会教育事業について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協定項目	社会教育事業
調整の内容	<p>社会教育事業については、一人ひとりが生涯を通じ、自己を高め、ゆとりと生きがいをもって生活できる環境づくりを行うことを基本とし、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、楠町独自に実施している事業等については、楠町の実情等を考慮し調整を図るものとする。</p> <p>なお、楠町中央公民館の施設については、地域の公民館活動の場として活用する。</p>

〔協議第44号参考資料〕

教育部会

協 定 項 目		社会教育事業		関 係 項 目			
現 況						備 考	
主な事業							
区分	事業名	四日市市	楠町	調整案			
生涯学習	公民館教室事業			四日市市の制度を適用する。			
	ふれあい公民館フェスティバル事業			地区の公民館事業として位置づける。			
	出前講座（情報宅配便）事業			四日市市の制度を適用する。			
	学校施設開放事業			四日市市の制度を適用する。			
	なや学習センター運営事業			四日市市の制度を適用する。			
	社会教育団体育成事業			四日市市の制度を適用し、楠町の地域性の高い事業は地区の事業として位置づける。			
	集団研修施設（少年自然の家）運営事業			四日市市の制度を適用する。			
	成人式事業			四日市市の制度を適用する。			
	少年センター運営事業			四日市市の制度を適用する。			
	楠町中央公民館図書室運営事業			現行のままとし、市立図書館との連携を図る。			
スポーツ	学校体育施設開放事業			四日市市の制度を適用する。			
	市民スポーツフェスタ事業			四日市市の制度を適用する。			
	町民運動会事業			地区の事業として位置づける。			
	総合型地域スポーツクラブ育成事業			当分の間、それぞれの制度を適用する。			
文 化	文化会館・茶室管理運営事業			四日市市の制度を適用する。			
	地域文化団体事業開催支援事業			四日市市の制度を適用する。			
	市・町民文化祭事業			当分の間、現行のとおりとする。			
	文化団体活動支援事業			当分の間、現行のとおりとする。			
	国・県・市・町指定文化財保存対策補助事業			四日市市の制度を適用する。			
	博物館展示・プラネタリウム投影事業			四日市市の制度を適用する。			

[協議第 4 4 号参考資料]

教育委員会

協 定 項 目	社会教育事業	関 係 項 目	公民館事業の開催 公民館の維持管理 地区市民センター(公民館)の貸館
現 況		備 考	
公民館の状況			
四 日 市 市 地区市民センター(出張所+公民館)		桶 町 中央公民館(生涯学習課)	
箇所数	23箇所	1箇所	
施設内容	事務室、和室、会議室、図書室、料理実習室	事務室、大集会室、研修室、和室、小会議室、創作実習室、創作作業室、図書室	
建物延面積	(川島地区市民センター) 612.50㎡	5377.04㎡	
開館時間	8:30から21:00		
休館日	1/1から1/3 12/29から12/31	公民館：祝日、月曜夜間 1/1から1/3 12/29から12/31 図書室：月曜、祝日、日曜から土曜の夜間 1/1から1/3 12/29から12/31	
職員配置	(川島地区市民センター) 館長1名、副館長1名、地域主任2名、主事1名、臨時3名 (補助員1名、用務員2名) 職員は市長部局との兼務	館長1名(生涯学習課長兼務) 嘱託職員1名(司書)・臨時職員3名(用務員・夜間管理業務・土日の図書室業務) 生涯学習課職員 課長1名(公民館長兼務)・課長補佐1名・主任1名・係2名・社会教育指導員2名	
事業概要	社会教育に関する事務 定期講座の開設 住民主体のサークル活動に委ねている 討論会、講演会、実演会、展示会等の開催 人権、青少年、防災等講演会、高齢者講座、パソコン講習会、料理講座などを開催 図書、記録、資料等を備え住民の利用に供する 図書室の運営 文化、体育、レクリエーション等の集会開催 住民主体で文化祭、駅伝大会、ニュースポーツ講習会を開催 社会教育関係団体に関すること 人権協、子ども会、PTA、青少協、婦人会等との連絡調整 センター施設・設備の使用許可 サークル活動、地域団体活動の場を提供 その他地域社会教育 地域振興に関する事務 窓口に関する事務	社会教育に関する事務 定期講座の開設 文化・教養・女性講座の開設、青少年・子ども教室を開設 講習会、講演会、実習会、品評会、討論会、座談会等の開催 公民館フェスティバル、家庭教育講演会・成人式・文化祭等を開催 図書、記録、図表等を備え住民の利用に供する 図書室の運営(蔵書数約38,000冊、図書電算システム運用、三重県図書館ネットワーク加入)、お話し・読み聞かせ教室を開催 体育、レクリエーション等の集会開催 町民運動会・スポーツ教室の開催 各種の団体の連絡調整 子ども会、青少協、女性の会、町民会議、三河補導、体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ、文化祭実行委員会、文化団体協議会、旧庄屋岡田邸保存運営委員会との連絡調整 住民の集会その他公共的利用 サークル活動、地域団体活動の場を提供 その他社会教育 体育指導委員会(条例委員)の事務局 文化財調査委員会(条例委員)の事務局	

関係法令

社会教育法(昭和24年法律第207号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。

十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十五 情報の交換及び調査研究に關すること。

十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

事	例
<p><前橋広域市町村合併協議会></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している教室等については、地域の 実情、実績等を考慮し調整するものとする。 2 公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の 実情、実績等を考慮し調整するものとする。 3 青少年海外派遣事業については、これまでの実績等を踏まえ、当分の間、現在の制度 を継続し、その後、新たな制度により実施するものとする。 4 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 <p><岐阜広域合併協議会></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、 調整するものとする。 2 成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成 人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。 3 総合体育大会等各種事業については、各地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツ の振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。 なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。 4 各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。 5 各市町の指定文化財はすべて新市に引き継ぐものとする。 	

その他の事業（総務）について

その他の事業（総務）について次のとおり承認を求める。

平成16年2月18日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協 定 項 目	その他の事業
調 整 の 内 容	交通災害共済制度については、四日市市の制度を適用するものとする。なお、三重県交通災害共済制度の既加入者は、その制度の適用を受ける。

[協議第 4 5 号参考資料]

協 定 項 目		その他の事業	関 係 項 目		交通災害共済制度	
現 況			備 考			
四 日 市 市			楠 町			
1	名称	四日市市交通災害共済制度	1	名称	三重県交通災害共済制度	
2	目的	交通事故による災害を受けた市民を救済するための共済制度を設け、もって市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	2	目的	交通災害共済事業を実施することにより、災害を受けた者の当面の窮状を救済し、その生活の安定に寄与するとともに、交通事故の防止を喚起することを目的とする。	
3	対象者	市内に居住し、住民基本台帳に登載されている者又は外国人登録をしている者	3	対象者	県内の市町村の住民基本台帳に登録され、又は外国人登録原票に登録されている者等	
4	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害者救済事業 共済掛け金（年額：大人500円 中学生以下400円） 生活保護世帯の支援（共済掛け金の半額負担） 四日市市交通災害共済審査委員会の運営 	4	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害者救済事業 共済掛け金（年額：500円） 生活保護世帯の支援（共済掛け金200円）等 	
5	共済期間	10/1～9/30	5	共済期間	1/1～12/31	
6	共済見舞金の請求期間	交通事故のあったときから1年以内	6	共済見舞金の請求期間	災害にあった日の翌日から起算して2年以内	
7	附属機関等設置状況	四日市市交通災害共済審査委員会	7	附属機関等設置状況	なし	
8	交通災害共済見舞金支給表		8	交通災害共済見舞金支給表		
	等級	傷 害 の 程 度	見舞金額	等級	災 害 の 程 度	見舞金額
	1	死亡	1,000,000円	1	死亡	1,200,000円
	2	手関節又は肘関節以上を欠く傷害	500,000円	2	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級の区分の第1級各号に掲げる障害	1,200,000円
	3	全治6ヶ月（180日）以上の傷害	110,000円	3	政令等級区分の第2級各号に掲げる障害	800,000円
	4	全治3ヶ月（90日）以上の傷害	55,000円	4	政令等級区分の第3級各号に掲げる障害	600,000円
	5	全治1ヶ月（30日）以上の傷害	22,000円	5	政令等級区分の第4級各号に掲げる障害	400,000円
	6	全治1週間（7日）以上の傷害	10,000円	6	政令等級区分の第5級各号に掲げる障害	200,000円
	7	全治1週間（7日）未満の傷害	5,000円	7	この表の3等級から6等級までの等級に該当する障害が2以上存する場合	重い傷害に該当する等級の1級上位の等級の金額
	8	入院日数及び通院日数の合計日数が180日以上 の傷害で入院日数が90日以上	150,000円	8	入院日数及び通院日数の合計日数が140日以上 の傷害で入院日数が70日以上	90,000円
	9	入院日数及び通院日数の合計日数が140日以上 の傷害で入院日数が70日以上	90,000円	9	入院日数及び通院日数の合計日数が90日以上 の傷害で入院日数が45日以上	80,000円
	10	入院日数及び通院日数の合計日数が90日以上 の傷害で入院日数が45日以上	80,000円	10	入院日数及び通院日数の合計日数が60日以上 の傷害で入院日数が30日以上	55,000円
	11	入院日数及び通院日数の合計日数が60日以上 の傷害で入院日数が30日以上	55,000円	11	入院日数及び通院日数の合計日数が28日以上 の傷害で入院日数が14日以上	45,000円
	12	入院日数及び通院日数の合計日数が28日以上 の傷害で入院日数が14日以上	45,000円	12	入院日数及び通院日数の合計日数が15日以上 の傷害で入院日数が8日以上のも又は入院日数 及び通院日数の合計日数が90日以上	35,000円
	13	入院日数及び通院日数の合計日数が15日以上 の傷害で入院日数が8日以上のも又は入院日数 及び通院日数の合計日数が90日以上	35,000円	13	入院日数及び通院日数の合計日数が7日以上 の傷害	25,000円
	14	入院日数及び通院日数の合計日数が7日以上 の傷害	25,000円	14		